

会員規約

第1条(目的)

本規則は、特定非営利活動法人全国小規模保育協議会(以下「当法人」という。)を適正に運営し、当法人の社会的使命を実現することを目的として、定款第6条に定める会員(以下「会員」という。)の入会等に関し、特定非営利活動促進法第2条第2項第1号イの趣旨に適合する細則を定めるものである。

第2条(会員の種別)

1 定款第6条の「種別」は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。

(1)法人正会員(正会員):

小規模認可保育園を運営し、この法人の目的に賛同し入会した、団体及び個人(個人事業主として小規模認可保育園を運営する個人をいう。)

(2)なかま法人会員:

小規模認可保育園を運営していないが、この法人の目的に賛同し入会した団体

(3)なかま個人会員:

この法人の目的に賛同し入会した個人

2 前項第1号に定める正会員(個人を除く。)が閉園等の事情により小規模認可保育園を1園も運営しなくなった場合には、第3条第4項第1号の定めに従いなかま法人会員に移行するものとする。

3 本条第1項第2号に定めるなかま法人会員又は同項第3号に定めるなかま個人会員が小規模認可保育園を開設した場合には、第3条第4項第2号又は同項第3号の定めに従い正会員に移行するものとする。

第3条(会員の入会)

- 1 定款第8条第1項の「入会申込」とは、前条に定める会員の種別に応じ、当法人所定の申込みフォームに必要事項を入力し、又は当法人所定の申込書を当法人所定の方法で提出することにより、理事長に入会を申し込むことをいう。
- 2 定款第8条第2項の「入会」とは、次の各号に定める手続を全て履践したことをいう。
 - (1)前条に定める会員の種別に応じて、第4条に定める当事業年度分の会費(入会申込時期が1月から3月までの間の場合には翌事業年度分の会費)を当法人所定の口座に入金したこと
 - (2)その他当法人が別途指定する入会手続を履践したこと
- 3 会員の入会日は、前項各号に定める手続の履践が全て完了した日とする。ただし、本条第9項の規定に基づいて前項の適用を排除した場合には、理事長が別途定める日とする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、会員種別を変更する場合の手続及び会員種別の移行時期は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)第2条第2項の規定に基づいて正会員からなかま法人会員に移行する場合

当法人所定の申込みフォーム(なかま法人会員用)に必要事項を入力するものとし、当該手続の履践が全て完了した日をもってなかま法人会員に移行するものとする。なお、なかま法人会員に移行する会員は、なかま法人会員への移行日の属する事業年度(本条第2項第1号の定めに従って翌事業年度分の正会員の会費を支払って入会した会員が、入会年の3月までになかま法人会員に移行した場合には、入会申込みの翌事業年度)については、正会員分の会費を支払う義務を負う。なかま法人会員に移行した会員から、なかま法人会員への移行日時点において、当該移行日の属する事業年度(入会年の3月までになかま法人会員に移行した会員については翌事業年度)について正会員分の会費を既に受領している場合、当法人は、当該会員に対し、第4条第1項に定める正会員となかま法人会員の会費の差額を返還しないものとする。
 - (2)第2条第3項の規定に基づいてなかま法人会員から正会員に移行する場合

当法人所定の申込みフォーム(正会員用)に必要事項を入力するとともに、第4条に定める正会員となかま法人会員の会費の差額を当法人所定の口座に入金するものとし、当該手続の履践が全て完了した日をもって正会員に移行するものとする。
 - (3)第2条第3項の規定に基づいてなかま個人会員から正会員に移行する場合

当法人所定の申込みフォーム(正会員用)に必要事項を入力するとともに、第4条に定める正会員となかま個人会員の会費の差額を当法人所定の口座に入金するものとし、当該手続の履践が全て完了した日をもって正会員に移行するものとする。
 - (4)前三号のいずれにも該当しない会員種別の変更の場合

第5条の規定に基づいて一度退会し、本条第1項及び第2項の規定に基づいて再度入会
手続を履践するものとする。

- 5 会員は、会員の氏名(名称)、住所(所在地)、運営する小規模認可保育園の名称・数その
他入会申込み時に当法人に届け出た情報に変更があった場合には、当法人に対し、変更
後の情報を速やかに届け出るものとする。変更後の情報に変更があった場合にも同様とす
る。
- 6 当法人は、正会員(個人を除く。)の名称及び当該正会員が運営する小規模認可保育園の
名称を当法人のホームページに掲載することができる。
- 7 保険への加入を希望する正会員は、当法人が別途定める方法に従い、保険に加入するこ
とができる。
- 8 定款第8条第2項の「正当な理由」には、定款第8条第1項の規定により入会申込みをした
者が、次の各号のいずれかに該当する場合を含むものとする。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴ
ロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
 - (2)過去に暴力団員等であった者
 - (3)暴力団員等が実質的に経営に関与している団体
 - (4)故意の犯罪による前科又は前歴がある者
 - (5)当法人の名誉を傷つけること、又は当法人の目的に反する行為をすることを目的に入会
申込をしたことが客観的に明らかである者
 - (6)入会申込手続において、当法人に対して虚偽の事実を届け出た者
 - (7)小規模認可保育園その他の運営施設を適切に運営していないと判断される客観的事情
があると認められる者
- 9 本条第1項、第2項及び第4項の規定は、理事長の承諾がある場合には適用しないことが
できる。

第4条(会員の会費)

- 1 定款第9条の「会費」は、第2条に定める会員の種別に応じ、次の各号に定める金額とす
る。
 - (1)正会員:年額 1口3万円(1口以上)

運営する小規模認可保育園が複数の場合は、以下の金額を原則とする。

ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。

2園以上：2口6万円

(2)なかま法人会員：年額 1口1万円(1口以上)

(3)なかま個人会員：年額 1口5千円(1口以上)

2 当法人は、当事業年度分の会費を、理事長が別途指定する時期に会員の口座から引き落とすものとする。ただし、理事長が別途時期を指定するまでの間は、毎年6月末日を引落日とする。

3 前項の規定は、入会事業年度分(入会申込時期が1月から3月までの会員については入会申込みの翌事業年度分)の会費については適用しない。

4 正会員は、小規模認可保育園を追加で開設した場合には、開設日から1か月以内に、当事業年度における従前の会費と追加開設後の会費との差額を当法人に支払うものとする。ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。

第5条(会員の退会)

1 定款第10条の「退会」を希望する会員は、退会希望日の30日前までに、当法人所定の退会フォームに必要事項を入力する方法、又は当法人所定の退会届を提出する方法により、退会を希望する旨を理事長に届け出るものとする。

2 会員の退会日は、前項の会員の届出が理事長に到達した日とする。ただし、本条第5項の規定に基づいて前項の適用を排除した場合には、理事長が承諾した日とする。

3 会員は、退会する場合であっても当事業年度分の会費の支払義務を負うものとし、その具体的取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。なお、会員は、退会する場合であっても既に支払義務が発生している会費の支払を免れるものではない。

(1)退会日が4月1日から第4条第2項に定める会費の引落日までの場合には、当事業年度分の会費の全額を、理事長が別途指定する期日までに当法人に支払う。

(2)退会日が第4条第2項に定める会費の引落日から3月末日までの場合には、当法人は受領済みの会費を返還しないものとする。

4 退会をした会員は、退会日以降、当法人の会員であることを表示してはならない。

5 本条第1項及び第3項の規定は、理事長の承諾がある場合には適用しないことができる。

第6条（禁止事項）

- 1 会員は、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。
 - (1)他の会員、第三者若しくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為又はそれらのおそれのある行為
 - (2)公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - (3)犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれらのおそれのある行為
 - (4)当法人の運営、活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
 - (5)次条第1項の表明若しくは確約に違反する行為又は次条第2項各号に定める行為
 - (6)その他前各号に準ずる行為
- 2 なかま法人会員又はなかま個人会員が、前項各号のいずれかに該当する行為をした場合、当法人は、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、当法人は、当該会員が当法人に納入した会費は返還しないものとする。なお、なかま法人会員及びなかま個人会員のその他の除名事由並びに正会員の除名については定款第12条に定める。

第7条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員は、暴力団員等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたり該当しないことを確約するものとする。
- 2 会員は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的責任を超えた不当な要求行為
 - (3)風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為
 - (4)脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

第8条(本規則の変更)

本規則は、第1条、第2条及び第4条については当法人の社員総会の決議により、第3条、第5条、第6条及び第7条については当法人の理事会決議により変更することができる。理事会決議により本規則に変更を加えた場合、当法人の理事長は、変更内容を適宜の方法で会員に通知するものとする。

以上

附則

1 本規則は、令和2年(2020年)12月7日開催の当法人の社員総会で決議された定款第6条の変更について、所轄庁の定款変更認証がなされることを条件として、令和3年(2021年)4月1日(所轄庁の定款変更認証が同日以降となった場合には定款変更認証がなされた日。以下本附則において「施行日」という。)から施行する。

2 本規則第3条第2項第1号、第4条第1項第2号及び第3号、並びに前項の規定に関わらず、令和3年(2021年)1月1日から施行日の前日までの間に当法人の準会員又は賛助会員として入会を申し込む者の令和3年度(2021年度)の会費については、次の各号に定める金額とする。

1. 準会員(個人):年額 1口5千円(1口以上)
準会員(団体):年額 1口1万円(1口以上)
2. 賛助会員(個人):年額 1口5千円(1口以上)
賛助会員(団体):年額 1口1万円(1口以上)

3 施行日の前日時点における当法人の準会員及び賛助会員は、以下の区分に従ってその会員種別が自動的に変更されるものとする。

1. 準会員(個人):なかま個人会員
準会員(団体):なかま法人会員
2. 賛助会員(個人):なかま個人会員
賛助会員(団体):なかま法人会員

令和2年(2020年)6月1日制定・施行

令和3年(2021年)4月1日施行

令和3年(2021年)6月1日施行

令和4年(2022年)5月29日施行